

Kyashマネーアカウント利用規約

※下線部が改定箇所です。

詳細は、改定後のKyashマネーアカウント利用規約全文をご参照ください。

現行<2025年12月3日>	改正<2025年12月10日>
<p>第4条(本カードの発行) 1~4 略 5. 利用者は本カードを受領した場合、自筆で当該カード裏面に署名するものとします。 6. 本カードは、次条に規定する代金決済等のために当社から利用者に貸与されるものであり、本カードの所有権は当社に帰属します。 7. 本カードの有効期限はカード券面またはアプリに記載のとおりとします。有効期限切れの本カードは、利用ができません。当社は、有効期限が切れる前にカードを利用者に送付し、利用者は所定の方法にてカードをマネーアカウントに変更登録します。 (以下略)</p>	<p>第4条(本カードの発行) 1~4 略 5. 利用者は本カードを受領した場合、当該カード裏面に署名欄があるときは、自筆で当該カード裏面に署名するものとします。 6. 本カードは、次条に規定する代金決済等のために当社から利用者に貸与及び発行されるものであり、本カードの所有権は当社に帰属します。 7. 本カードの有効期限はカード券面または本アプリに記載または表示のとおりとします。有効期限切れの本カードは、利用ができません。当社は、有効期限が切れる前に利用者に連絡し、利用者は所定の方法にてカードをマネーアカウントに変更登録します。 (以下略)</p>
<p>第8条 (KyashバリューまたはKyashマネーでの決済) 1. 略 2. 利用者は当該決済にあたっては、本カードにおける署名と同一の署名を行うこと、PIN (Personal Identification Number: 4桁の暗証番号等) を入力すること、その他当社所定の方法により、本カードを使用することができます。 (以下略)</p>	<p>第8条 (KyashバリューまたはKyashマネーでの決済) 1. 略 2. 利用者は当該代金決済にあたっては、原則として、PIN (Personal Identification Number: 4桁の暗証番号等) を入力することとします。なお、やむを得ない事情により、本カードにおける署名と同一の署名を行うこと (本カードの裏面に署名欄のない本カードの場合を除く。) 又はその他当社所定の方法により、本カードを使用することができます。 (以下略)</p>
<p>第33条 (規約の改定) 1. 当社は、事前の通知により本規約を改定することができるものとし、利用者は予めこれに合意します。 2. 利用者が本規約改定後において本サービスを継続して利用した場合は、利用者は改定に同意したものとみなされます。利用者がこれらの本規約の変更内容に合意できない場合は、利用者は本サービスの利用をしないものとします。</p>	<p>第33条 (規約の改定) 1. 当社は、本規約を変更する際には、民法548の4条の規定に基づき、あらかじめ変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、本サービスに関するウェブサイト、本アプリその他当社所定の場所への掲示をする方法により周知することにより、本規約を変更することができるものとします。当該効力発生時期の到来後は、変更後の本規約を適用するものとします。 2. 本規約の変更があった場合、利用者は、本規約の変更後も引き続き本サービスを利用することにより、当該変更後の本規約に同意したものとみなされます。</p>

以上